

障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現のために ～障害者週間～



問 地域福祉課 障害福祉係 ☎72-2101 (内線315・316)

12月3日～9日は障害者週間です

障害のある人たちに対するバリアを取り除き、社会参加を推進していくために理解と認識を深めるための週間です。障害のある人たちの社会参加は、周りの人の理解と認識があってこそ実現するものであり、だれもが居心地よく安心して暮らせるまちづくりはそうした一歩から始まります。

2021年5月に障害者差別解消法が改正されました

国や市などの行政機関、会社やお店などの民間業者で「障害を理由とする差別」をなくし、障害のある人もない人もすべての人が共に生きる社会を作るための法律です。

この法律のポイントは、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が明記されています。

1. 「不当な差別的取扱い」とは

正当な理由なく、障害があるということを理由にしてサービスなどの提供を拒否したり、提供にあたって条件を付けたりすることです。



2. 「合理的配慮の不提供」とは

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。障害のある人から、支障となる事柄を取り除くように求められたときに、負担になり過ぎない範囲で、対応することです。



茅野市役所でロビー展を開催します

障害者週間に併せて、茅野市内の障害支援事業所の活動等をパネルで紹介いたします。

また、事業所で販売している商品の販売（バザー）を行います。事業所の販売は、12月6日（火）と8日（木）の11時から13時までです。

●期間 12月2日（金）～9日（金）

●会場 茅野市役所1階ロビー

●出店事業所（販売商品）

	出店事業所	販売商品
1	パストーレ	お弁当、サンドイッチ、焼き芋
2	ひまわり作業所	クッキー、木工製品、革製品、布製品
3	八ヶ岳福祉農園	穀物〈モチキビ、豆類〉
4	あすなるセンター	寒天、ポカシ、牛乳パック椅子

	出店事業所	販売商品
5	働くぞうさん	パン、パスタ、ケーキ、焼き菓子、クラフトバック
6	ふくろう玉川	しいたけ、手芸品
7	精明学園	※利用者の方々の作品を展示します ほか